

～みんなで地域の足を守りましょう～

福鉄バス(河野越前海岸線)と南越前町コミュニティバスが統合



4月1日から

福鉄バス「王子保河野海岸線」が発車します!

運行経路 **糠長島** → **JR王子保駅前経由** → **武生新駅前**

乗降者数の減少により、路線の維持が困難な福鉄バスの河野越前海岸線。利用者の利便性を図りながら、河野地区の地域公共交通を存続させるため、この度、合併より町が独自で運行してきた南越前町コミュニティバスと統合し、平成19年4月1日から、新たな福鉄路線バスとして、「王子保河野海岸線」を運行します。

運行経路や便数、運行時間帯を見直し、利便性の高い運行ダイヤとしたほか、これまでのコミュニティバス料金で利用できる運賃補助制度を新たに創設しました。

ぜひ、ご利用ください。

■便数

- 上り(糠長島発→武生新駅前行) 4便/日
- 下り(武生新駅前発→糠長島行) 5便/日
- (土、日、祝祭日については一部の便が運休となります。)

※次の区間は利用者が少ないため廃線とします。

河野越前海岸線

- 糠長島～越前岬間
- 千福～(武生口経由)～広小路間

南越前町コミュニティバス

- JR王子保駅前～南条地区間

運賃補助券・学生学期定期券購入費補助があります。

■運賃補助券

南越前町内在住の方に限り、希望者に「運賃補助券」(1冊20枚綴り)を無料で交付します。

当路線は民間路線バスのため正規の運賃(糠⇄武生新駅前間860円)が必要ですが、運賃補助券があれば、従来の南越前町コミュニティバス運賃(100円・200円・300円)で利用できます。バス降車の際、運賃は運賃箱に、運賃補助券は乗務員に手渡してから降車してください。

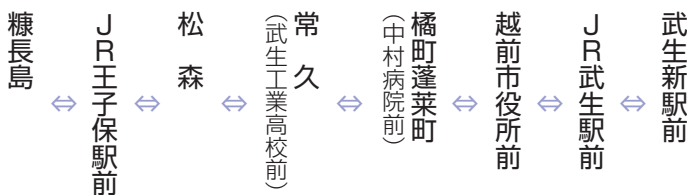
「運賃補助券」は、河野総合事務所生活企画室で交付します。

■学生学期定期券購入費補助

学期定期券を購入される学生の方に、購入費用の一部を補助します。定期券の販売は、福鉄観光社武生営業所(武生新駅構内)で行います。購入の際、顔写真(パスポートサイズ)1枚と町が発行する証明書を出してください。町の証明書は、河野総合事務所生活企画室で発行します。

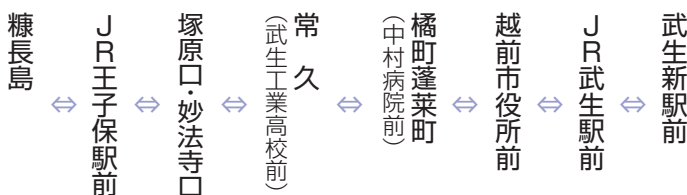
経由地 (主な停留所)

糠長島発早朝始発便・武生新駅前発夕方最終便



※コミュニティバス早朝便・夕方便と同じ経路です。

日中便(上記以外の全便)



◎詳しくは、3月配布の「パンフレット」をご覧ください。

■問合せ 企画財政課 Tel 47・8012 今庄・生活企画室 ☎ 45・8000
河野・生活企画室 ☎ 48・7701

利用状況や住民のみなさんからの要望等を踏まえ、平成19年4月1日から運行ダイヤを変更します。改正後の時刻表は、3月号広報紙と併せて対象となる地域に全戸配布していますのでご確認ください。

今庄住民利用バスおよび南条福祉バスのお知らせ

70 歳未満の高額療養費の支給方法が一部変わります！

■入院時の支払いが自己負担限度額までとなります

平成 19 年 4 月 1 日から、70 歳未満の人が入院したときの医療機関の窓口での支払いは、次の自己負担限度額までとなりました。この支給方法の利用には、あらかじめ役場に申請して、限度額適用認定証を受け、この限度額適用認定証を医療機関の窓口に表示することになります。

自己負担限度額と限度額適用認定証の交付手続きは次のとおりです。

■自己負担限度額(月額)は…自己負担限度額は所得区分によって異なります。

所得区分	3 回目まで	4 回目以降 ^{※2}
一般	80,100 円 + (医療費が 267,000 円を超えた場合は、その超えた分の 1%)	44,400 円
上位所得者 ^{※1}	150,000 円 + (医療費が 500,000 円を超えた場合は、その超えた分の 1%)	83,400 円
住民税非課税世帯	35,400 円	24,600 円

※ 1 基礎控除後の総所得金額などが 600 万円を超える世帯に当たります。

※ 2 過去 12 か月間に、一つの世帯での支給が 4 回以上あった場合は、4 回目以降の限度額を超えた分が支給されます。

■限度額適用認定証の交付…入院の前は申請をしてください。

入院する場合は、まず役場で、限度額適用認定証の交付を申請してください。交付された限度額適用認定証を医療機関に提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

これまでどおり、あとから申請して支給を受ける場合もあります。

◎ 外来や複数の医療機関の受診で限度額を超えたとき

◎ 同じ世帯で合算して限度額を超えたとき

一つの世帯内で、同じ月内に 21,000 円以上の自己負担額を 2 回以上支払った場合、それらを合算して限度額を超えた分が支給されます。

70 歳未満の自己負担額の計算方法

- ・ 暦月の 1 日から末日までの受診について計算。
- ・ 2 つ以上の病院・診療所にかかった場合、別々に計算。
- ・ 入院時の食事代や差額ベッド料などは支給の対象外。
- ・ 外来・入院も別計算。
- ・ 同じ病院・診療所でも、歯科は別計算。

出産育児一時金受取代理制度ができました



世帯主等(出産費用を支払う方)の医療機関等窓口での負担を軽減するために、出産育児一時金受取代理制度を新設しました。この制度は、町から直接、医療機関等に出産育児一時金(35 万円)を支払い、35 万円を超えた金額のみ、世帯主等が医療機関等に支払います。

制度の利用には、まず医療機関等に確認をしてください。

※ 医療機関等の請求が 35 万円に満たない場合は、差額分を町から世帯主に支給します。

■受取代理制度の申請方法

出産予定日の 1 か月前から出産される前までに、次の書類を持参し、申請してください。

- (1) 申請書 ※医療機関等が記入する箇所があります。
- (2) 国民健康保険被保険者証
- (3) 母子健康手帳その他出産予定日を証明する書類
- (4) 印鑑
- (5) 世帯主名義の口座番号(郵便局を除く。)

※ 国民健康保険税に滞納がある場合、相談になります。

■ 問合せ 町民税務課 ☎ 47・8015 今庄・生活企画室 ☎ 45・8000 河野・生活企画室 ☎ 48・7701